

合併の期日，合併の方式，議会の議員の任期及び定数の取扱い，
地域審議会の調整方針案

項 目	調 整 方 針 案
1 合併の期日	平成 1 7 年 3 月までを目途とする
2 合併の方式	
3 議会の議員の 任期及び定数の 取扱い	
4 地域審議会	

新潟広域合併 政令指定都市の 目指す方向と基本理念

- * 合併効果を最大限に発揮するために政令指定都市を目指し、12市町村が大同団結型で合併する
 - ・ 日本海側初の政令指定都市を実現するための合併であることを明確に掲げ、政令指定都市の早期実現を国に求める
 - ・ 政令指定都市実現までの過渡期は、支所などの機能を十分活用するとともに、地域特性に応じて、旧市町村の独自施策を継続する
 - ・ 政令指定都市の特長を十分に活用し、地域の活力と自治を進展させる
 - ・ 政令指定都市の実現が固まった段階で、合併建設計画は区単位に発展的に見直す

- * 合併 政令指定都市を実現することで以下の目的達成を図る
 - ・ 分権時代を切り拓き、市民自治を充実させる
 - ・ 行財政改革を進めるとともに、国に対して税財源の移譲を求め、効率的な市政運営により市民サービスを向上させる
 - ・ 地域の将来像を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進する
 - ・ 雇用の場を生み、地域を活性化することで新潟県・近隣地域に貢献する
 - ・ 対岸を含む日本海地域に、環境や持続的開発、平和共生などの分野で積極的に提言・行動し、北東アジアの将来に貢献する

- * 目指す新潟政令指定都市は「任意協議会決議」を尊重し、分権型政令指定都市とする
 - ・ 区単位の特長を踏まえた自治を重視し区政機能を十分に活用することで、いわゆる都市内分権の実現を図る
 - ・ 分権時代に対応した、あるべき政令指定都市の姿について積極的に提言し、区制度など政令指定都市機能のさらなる充実を図る（片山総務相が言及した「地域内の限定的自治権容認」や、西尾勝・地方制度調査会副会長の「域内自治組織の法制化」の提起などについては今後の経緯を見守り、その成果・到達点を随時取り入れていく）
 - ・ 小中学校区単位などのコミュニティを重視し、市民自治の充実を図る
 - ・ 地域で育んできた優れた伝統や、個性ある地域文化を尊重し、一層の発展を図る
 - ・ 地域それぞれの「まちなか」を重視し、政令指定都市全域に配慮したまちづくりを進める

- * 今後の審議についても住民に広く公開し、住民の理解を得られるものとする

合併建設計画と新市総合計画について (案)

